**○金融庁
財務省告示第五号**

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年金融庁
法務省告示第三号）
財務省
の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月二十六日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［削る。］		ノルディア　バンク　ノルゲ　エーエスエー	ノルウェー王国　オスロ市　ミッデルサンスゲート　十七
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［削る。］		ノルディア　バンク　デンマーク　エーエス	デンマーク王国　コペンハーゲン市　クリスティアンスブロストランドゲート　三
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ウニクレジット　バンク　アーゲー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アラベラストラッセ　十二	ウニクレジット　バンク　アーゲー	ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　カルディナール・ファウルハーバー通り　一
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［削る。］		ユービーエス（ルクセンブルグ）　エスエー	ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　アヴェニュー　ジェイ・エフ　ケネディ　三十三エイ
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ユービーエス　ヨーロッパ　エスイー	ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ボッケンハイマー　ランドシュトラッセ　二―四	ユービーエス　ドイチェラント　アーゲー	ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ボッケンハイマー　ランドシュトラッセ　二―四
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○厚生労働省告示第二百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年五月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久